

## 条例って何？

地方自治体が独自に定めることのできる法規のこと。議会の可決を経て制定されます。条例に違反する行為に対して、罰則規定を置くこともできます。



# 7月1日に4つの条例を制定 新しい制度でまちづくり

秋田市では、市民一人ひとりの手によって、より良い都市環境づくりが進められるよう、7月から新しい条例を制定し、新しいまちづくりの体系をつくりました。

問い合わせ  
都市計画課 ☎(866)2332  
ホームページ  
<http://www.city.akita.jp/city/ur/mn/default.htm>

## 【現行】 公園都市秋田市をつくる条例 ほか



### まちづくり関連の新しい体系

#### 新 秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例

- ・まちづくりの基本理念
- ・審議会の設置 など

#### 新 秋田市都市景観条例

- ・都市景観地区(都市景観づくりのために整備が必要な地区など)の指定
- ・景観阻害要因に対する措置
- ・都市景観市民協定の認定 など

#### 新 秋田市都市緑化の推進に関する条例

- ・街区の緑化、空地などの美化
- ・保存樹の指定 など

#### 新 秋田市宅地開発に関する条例

- ・開発のための許可申請手続き
- ・住環境の整備 など

#### ● 秋田市屋外広告物条例

- ・屋外広告物を表示できる場所やその方法 など

秋田市のまちづくりは、これまでも昭和四十八年に施行された「公園都市秋田市をつくる条例」に基づいて行われてきました。

しかし、交通体系の整備や大規模な宅地開発など私たちが取り巻く都市環境が変化してきたため、現在の状況をふまえた新しい条例のもとで、まちづくりをすすめることが必要となりました。

新しくつくった条例は、秋

田市都市環境の創造および保全に関する基本条例 秋田市都市景観条例 秋田市都市緑化の推進に関する条例 秋田市宅地開発に関する条例の四つ。これに平成九年四月に施行した秋田市屋外広告物条例を加え、これら五つの条例が、今後の秋田市のまちづくり関連の約束こととなります。都市環境、都市景観、都市緑化、土地利用、都市施設などの細かい取り決めを示しています。

新しい条例の全面施行は来年

四月からになります。この七月に条例の内容を一部施行。市民公募の委員や学識経験者などからなる「秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会」を設置し、今年度中に都市景観形成基本方針と都市緑化推進基本方針を定め、施策の基本目標などを示します。

新しい条例の内容について詳しくは、今後、広報でお知らせします。また、ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

## 市の記念日式典

### 常陸太田市・常陸有縁町村との交流の絆を確認

七月十二日、市の記念日式典が文化会館で行われました。この日は、市勢発展に貢献された七十五人、九団体を表彰し、その功績をたたえました。

また、秋田藩主佐竹氏の縁で交流のある茨城県常陸太田市との姉妹都市提携二十五周年、同県金砂郷町、水府村、里美村、大子町との有縁町村提携二十周年を記念した式典も同時開催。各市町村長をお招きし、交流を振り返るスライド上映や、歴史作家の土居輝雄氏による講演が行われ、今後も友好・交流の絆を強めていくことを確認しました。



壇上に揃った功労者のみなさん